



大森山風致地区の区分

- ・ 第一種低層住居専用地域の部分 : 第二種風致地区
- ・ 第一種中高層住居専用地域の部分 : 第三種風致地区
- ・ 市街化調整区域の部分 : 第一種風致地区

敷地形状の詳細は、図面資料 3 - (1) ~ (14) によること。

S=1/2,500

